市 連 協 会 議 議 事 要 旨

日　時　　平成３１年３月２０日（水）１０時００分～１１時１０分
場　所　　千葉市役所　８階　正庁

出席者
〔市連協〕各地区連協会長（代理出席者含む）　計４５名
〔事務局〕市民自治推進課長　他　　計　５名
〔各区連協事務局〕各区地域づくり支援室長　　計　６名

１　開　　会

２　会長挨拶

３　報告事項
（１）空家等対策について（住宅政策課）
（空家等情報提供制度(すまいのリユースネット)、空家等活用・跡地活用モデル事業）

住宅政策課
（配布資料の説明）
（質疑なし）

（２）平成３１年度「社協会費」募集にかかるご協力のお願い
（地域福祉課・社会福祉法人　千葉市社会福祉協議会）

地域福祉課・社会福祉法人千葉市社会福祉協議会
（配布資料の説明）

（主な質疑）
地区連協会長
特別会員は年額一口 3,000 円、賛助会員は年額一口 10,000 円とのことだが、5,000 円の場合は(3,000 円より多く、10,000 円未満の金額を会費として納入した場合など)どのような扱いになるのか。

社会福祉法人千葉市社会福祉協議会
特別会員は一口 3,000 円であるため、5,000 円のご協力をいただいた場合には、特別

会員一口であり、また 7,000 円のご協力いただいた場合には、特別会員の会費二口として位置付けさせていただいている。

地区連協会長
町内自治会側にとってはそのような基準であってはわかりにくく、認識違いが生じる可能性がある。今年度から変更してほしい。

社会福祉法人 千葉市社会福祉協議会
現在、特別会員と賛助会員の位置付けについては見直しを検討しており、いただいたご意見を踏まえて検討して参りたい。平成３１年度については現行どおりとし、取扱いに関しては通知させていただく。

地区連協会長
戸建とマンションがある地域の町内自治会では、戸建に対しては回覧しているため、個人単位で協力しているが、マンションによっては、管理組合が（個人に募集せず）一括し、団体として協力している例もある。これについてはどのように取り扱っているのか。

社会福祉法人 千葉市社会福祉協議会
町内自治会もしくはマンション管理組合においては、住民組織であることから、住民会員（一口 200 円）として位置付けさせていただいている。例えば 10,000 円の協力をいただいた場合であれば、一口 200 円の住民会員 50 口とさせていただいている。

地区連協会長
社会福祉協議会への会費協力はどんどんと少なくなってしまうのではないか。社会福祉協議会の運営のために会費を増やす検討が必要ではないか。

社会福祉法人千葉市社会福祉協議会
その点において、我々の努力不足もあり、市民の方に社会福祉協議会の活動が充分に浸透していない部分もあると感じている。市民の方々に活動が見えるかたちで活動に取り組んでいかなければならないと考えている。貴重なご意見をいただき、ありがたく参考にする。

地区連協会長
（管理組合などが個人まで協力のお願いを知らせずに、団体として納入しているケースもあることから）管理組合などの団体側に会費の納入の取り扱いに関する説明を尽

くすべきではないか。

社会福祉法人千葉市社会福祉協議会
１世帯 200 円の住民会費としての協力と位置付けさせていただいておるところだが、社会福祉協議会の会費は、会費とは言え、あくまでも寄附の意味合いが強いものである。引き続きご協力のお願いをして参りたい。

（３）東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会ＰＲ
（オリンピック・パラリンピック振興課）

オリンピック・パラリンピック振興課
オリンピック・パラリンピック競技大会の PR
（配布資料の説明）
（質疑なし）

（４）ちば市民便利帳の発行について（広報広聴課）

広報広聴課
市民便利帳に関し、お手元に配布させていただいた資料を４月１７日に各町内自治会長様あてに郵送する予定であり、その事前のご連絡と同文書の回覧のお願い。
（配付資料の説明）

（主な質疑）
地区連協会長
市民便利帳は町内自治会には送付されないのか。希望者のみに配布ということか。

広報広聴課
「市民便利帳を作成し、希望者に対しては、施設等で配布します」という旨の回覧を４月１７日に市内の各町内自治会長様あてに送付し、回覧をお願いさせていただく。その後、市民便利帳の配布を希望される方は施設で受け取っていただくか、希望の旨を電話していただき、市から市民便利帳を個別に送付するもの。

地区連協会長
非会員（町内自治会会員以外の方）への対応はどうするのか。

広報広聴課
町内自治会の会員様への回覧のほか、市政だよりやホームページにおいても市民便利帳の配布及び個別郵送に関するお知らせをする予定であり、なるべく多くの手法において周知する。

地区連協会長
従来どおり、会員数分の市民便利帳を町内自治会に配布してもらえれば良いと思うが。配布（内容周知）が徹底しないのでは。

広報広聴課
そのような検討もしたが、費用上の問題もあり、今回は希望者に施設での受け取りをしていただくか、電話いただき個別郵送、という手法をとらせていただく。次回以降の作成、配布方法については、皆様のご意見を踏まえ、検討していきたい。

地区連協会長
アパートやマンションでは、個々世帯への回覧はせず、(マンションの掲示板などに)掲示していると思うがそのような世帯には市民便利帳が行き渡る確率が低くなる。町内自治会の会館などに、会員部数分の配布をすることもできないのか。

広報広聴課
配布部数の見込みや費用等の折り合いがつかなかったため、今回は希望者が施設に受け取りに行っていただくか、電話にて求めていただくこととなる。

地区連協会長
今までの説明であると、個人からの１部の希望のみ受け付けるということか。希望部数を町内自治会が取りまとめて申請することはできないのか。かえって申請数が多くなり、郵送代が高くなるのではないのか。

広報広聴課
検討の際、全戸配布の必要はなく、インターネット等で確認できるという意見もある中、様々な試算検討の結果、このような手法に至った。必要とする方に対しては市政だより等様々な手法により受け取りの方法を広く周知をしていくことで、対応していきたい。

地区連協会長
転入に伴い、加入する世帯へのサービスとして町内自治会が市民便利帳を配布している。自治会として転入する世帯数の見込みがある場合、配布してもらえるのか。

広報広聴課
必要とする方に市民便利帳を配布することを考えているため、必要とする方の部数が把握できれば送付できる。

地区連協会長
自治会内で回覧する際に市民便利帳のサンプルはもらえないか。回覧文書だけでは市民便利帳の実物がどのようなものかわかりにくい。

広報広聴課
作成中であるため、サンプルが付けられるかどうかはわからないが、検討していきたい。

地区連協会長
サンプルが難しいようであれば目次など、内容がわかるものを添付するよう、検討してもらいたい。

（５）千葉市市民参加及び協働に関する条例の改正について
　　補助金交付要綱（区連協・地域運営委員会・集会所建設等補助）の改正について
（市民自治推進課）

市民自治推進課
・条例の改正については、改正案資料とともに３月１日からパブリックコメントを実施する旨を各地区連協会長様に情報提供させていただいた。改正案の中で町内自治会の役割についても言及していることから、改めてご説明をさせていただきたい。
・区町内自治会連絡協議会及び地域運営委員会に関する補助金交付要綱に関しては、交際費と食糧費に関する補助対象経費が要綱ごとに異なっていることから、整合・統一を図るもの。（交際費はすべて補助対象外とし、食糧費は会議等に必要な弁当代と食材料費を補助対象に追加、併せて公租公課費を補助対象外経費として明記するもの。）
・集会所建設等事業補助金に関して、今年４月から町内自治会に加え、地域運営委員会を新たに補助金の交付対象団体とするもの。地域運営委員会の活動拠点については、

公共施設などの余裕空間をもって行政側が確保するのが本来と考えているが、対象の公共施設がない場合で、なおかつ地域運営委員会側からご要望のあった場合に補助対象とすることができる旨を整理したもの。
（配付資料の説明）

地区連協会長
過去に建設された集会所で空き家同然の（あまり使用されていない）集会所がある。町内自治会は弱体化しているので同じようなケースも今後多々でてくるのではないか。そのような中、従来と同じように多額の補助を充てることについてどう考えるか。

市民自治推進課
集会所建設等補助金の制度については、今後見直しを図っていきたい。集会所の建設等については補助制度があるが、町内自治会の自己資金が必要となることから、現状では単独で集会所を建て、所有している町内自治会であっても今後は建替えが難しくなることが想定される。例えば複数自治会での共用による集会所の建設等事業に対する補助の拡充や地域運営委員会での集会所所有によって広域的な集会所利用への誘導を図ることなど、補助制度の見直しを検討したい。

地区連協会長
区連協と地域運営委員会にかかる補助金に関して、地区連協に対する地区連協交付金に関してはどう考えているのか。

市民自治推進課
各地区連協から提出される平成３０年度の実績報告を基に、各地区連協においての交付金の使われ方の実態について調査させていただき、市連協会議においてご報告・相談した上で（場合によっては各区連協に対する説明や専門部会の開催をした上で）、平成３１年度中に方向性を決めていきたい。

地区連協会長
他の交付金の考え方についても、同様に考えて良いのか。

市民自治推進課
他の交付金の取扱いについても整合を図り、同じような方向性となるように確認しながら見直しを進めたいと考えている。

地区連協会長
地域の各団体に渡される補助金・交付金によって取扱いがバラバラであることが問題であり、見直しが必要であると考えている。少なくとも市としては統一的な取扱いとなるようにしてもらいたい。

市民自治推進課
そのように検討して参りたい。

地区連協会長
１点目、千葉市市民参加及び協働に関する条例の改正に関し、町内自治会について規定されたことについては一定の評価ができるが、改正にあたり、市連協と協議をしたのか。
また、２点目、地域包括ケアシステムの構築を目指す中で、関係性が強い町内自治会を規定したものと考えられるが、福祉関係部局と協議をしたのか。

市民自治推進課
１点目、情報提供やパブリックコメント実施の前に、本来は早めに案を示し、事前に協議すべきだったことについて、お詫び申し上げたい。
２点目、目的が地域包括ケアというのは確かにあるが、町内自治会の担っている役割は、地域包括ケアだけにとどまらず、防災、防犯、環境美化など広範にわたっており、必ずしも地域包括ケアシステムのためだけに規定したものではない。町内自治会の役割についての規定をした目的の一つとしては、中央区連協から要望のあった加入促進策に関し、町内自治会の役割を明記し、市民の加入促進を促すためのもの。

地区連協会長
町内自治会の組織率向上のためであれば、なおさら市連協に協議が必要であった。
また、地域包括ケアシステムに関しては、町内自治会及び社会福祉協議会地区部会が大きな役割を担うこととなることは必然だが、社会福祉協議会の会費募集や地区部会の関係の要綱には大きな役割を担う町内自治会について明記されていない。見直すべきではないか。

市民自治推進課
地域福祉課に対し、申し伝える。

地区連協会長
条例（特に第８条第２項）については評価できる。町内自治会の役員のなり手がない

中、市がこの条例によって加入促進を促すことは良いこと。市側でも効果的な条例の適用について全庁的に共有・検討されたい。

地区連協会長
条例を基に、町内自治会が主体となってなお一層行動したい。

６　閉　会
・平成３１年度　市連協関連行事について（市連協事務局）